

議案第 21 号

渋川市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市消費生活センター条例の一部を改正する条例

渋川市消費生活センター条例（平成 18 年渋川市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「消費生活センター」を「渋川市消費生活センター（以下「センター」という。）」に改める。

第 2 条中「消費生活センターの」を「センターの」に改める。

第 3 条中「渋川市消費生活センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条第 5 号中「消費者団体」の次に「（消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 8 条の消費者団体をいう。）」を加える。

第 5 条中「含む。）」の次に「又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者」を加え、「置くもの」を「置くものと」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

消費生活相談員の要件を整理するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市消費生活センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、<u>渋川市消費生活センター（以下「センター」という。）</u>の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市消費生活センター 位置 渋川市石原6番地1</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 <u>センター</u>は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(4) (略) (5) 消費者団体（消費者基本法（昭和43年法律第78号）第8条の<u>消費者団体をいう。</u>）の指導及び育成に関すること。 (6) (略)</p> <p>（消費生活相談員の配置）</p> <p>第5条 センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）<u>又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、<u>消費生活センター</u>の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>消費生活センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市消費生活センター 位置 渋川市石原6番地1</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 <u>渋川市消費生活センター（以下「センター」という。）</u>は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(4) (略) (5) 消費者団体<u>の指導及び育成に関すること。</u> (6) (略)</p> <p>（消費生活相談員の配置）</p> <p>第5条 センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）<u>を消費生活相談員として置くものとする。</u></p>